

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助基本額	補助率	補助所要額	交付額
<p>実施要綱に基づき、社会福祉法人等が年度中（4月～翌年3月）に請求したサービスに係る利用者負担の軽減を行った額（以下「軽減総額」という。）</p>	<p>軽減総額から実施要綱に定める軽減の対象となる介護保険サービスについて本来受領すべき利用者負担収入（特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用者負担額及び特定負担限度額（居住費のうちユニット型個室に係る部分以外をいう。）を除く。）の見込み額（以下「本来収入」という。）の1%相当額を控除した額</p>	<p>2分の1（社会福祉法人等の行う介護保険サービスのうち介護福祉施設サービスに係る軽減額が当該サービスに係る本来収入の10%相当額を超える場合における当該超える部分については、10分の10）</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 補助基本額(次号に掲げる額を除く。)に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 社会福祉法人等の行う介護保険サービスのうち介護福祉施設サービスに係る軽減額が当該サービスに係る本来収入の10%相当額を超える場合における当該超える額</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 補助所要額の欄第1号に掲げる額に軽減総額（同欄第2号に掲げる額を除くものとする。）のうちに実施要綱に定める介護保険サービスを受けた本市利用者の軽減額（同欄第2号に掲げる額を除くものとする。）の占める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>(2) 補助所要額の欄第2号に掲げる額に社会福祉法人等の行う介護保険サービスのうちに介護福祉施設サービスを受けた本市利用者の軽減額の占める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>

備考

- 1 交付額は、事業所（施設）単位ごとに区分して算定する。
- 2 社会福祉法人等が軽減措置事業を行う施設又は事業所を複数市町村に有する場合は、当該施設又は事業所の所在地市町村ごとに区分して算定する。